

令和 6 ～ 8 年度

津軽北部二期農業水利事業

車力制水門改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

津軽北部二期農業水利事業車力制水門改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営津軽北部二期土地改良事業計画に基づき、車力制水門を改修するものである。

2. 工事場所

青森県つがる市富范町早緑地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

(1) 車力制水門

1) 表面被覆工 $A = 777 \text{ m}^2$

2) パネル被覆工 $A = 47 \text{ m}^2$

3) 目地補修工 $L = 37 \text{ m}$

4) 仮設工 $N = 1 \text{ 式}$

(2) 原形復旧工 $N = 1 \text{ 式}$

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う資材等の手配等は、受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年9月2日から令和8年6月30日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年9月1日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2. 工程制限

河川内工事は、非出水期間内（11月1日～3月31日）に施工しなければならない。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 292 日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

車力制水門ゲート設備改修工事（仮称）（施工期間 令和6年7月～令和8年3月予定）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音及び振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）保安対策

1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有するものとする。

2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	期間	昼夜別	交代要員の有無
右岸工事用道路 入口部	1名／日	工事用道路 設置・撤去	昼間	無
左岸工事用道路 入口部	1名／日	工事用道路 設置・撤去	昼間	無

（3）交通対策

工事資材等の運搬において、他の交通に支障とならないよう留意するとともに、事故防止に努めなければならない。また、公共道路の使用にあつては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1章1-1-42に基づき、関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

5. 安全対策（架空線公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全対策については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 工事用道路等

- (1) 受注者は、図面に基づき車力制水門の左右岸部及び河川内に工事用道路を造成しなければならない。なお、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 1年目の右岸側の施工（以下、「Ⅰ期施工」という。）で使用した工事用道路資材（袋詰玉石、盛土材）は、2年目の左岸側の施工（以下、「Ⅱ期施工」という。）で再利用する計画であるため、Ⅰ期施工後に、左岸側の工事用道路及び仮設ヤードを造成した上で、仮設ヤードへ仮置しなければならない。

2. 仮締切工

- (1) 受注者は、図面に基づき、車力制水門の上・下流部に仮締切工を設置しなければならない。なお、設置にあたり潜水士が必要となった場合については、監督職員と協議するものとする。
- (2) Ⅰ期施工で使用する仮締切資材（耐候性大型土のう、袋詰め玉石）は、若宮機場及び砂山機場に仮置している資材を再利用するほか不足量を購入し、施工後、左岸仮設ヤードに運搬・仮置するものとする。Ⅱ期施工では、左岸仮設ヤードに仮置した資材を再利用し、施工後は建設発生土受入地に搬出するものとする。
- (3) 仮締切資材の流用計画は、次表のとおりである。

施工時期	資材	区分	数量（袋）	引き渡し場所
一期	耐候性大型土のう	購入	999	
		流用	481	若宮機場敷地内
			365	砂山機場敷地内
	袋詰玉石	購入	1,064	
		流用	180	若宮機場敷地内

二期	耐候性大型土のう	流用	1,823	左岸仮設ヤード
	袋詰玉石	流用	1,188	左岸仮設ヤード

なお、仮設締切材が工事による破損や劣化等により使用できない場合は、監督職員と協議するものとする。

- (4) 大雨や洪水等により急激な水位上昇のおそれがある場合は、速やかに作業員及び重機を河川区域外に退避させるものとする。なお、作業時の待避基準については、以下に示すとおりとする。

ただし、緊急の場合は、受注者の判断により退避し、作業員の安全を確保しなければならない。

1) 洪水時の対策

青森地方気象台より、洪水注意報が発令された場合は作業を中止する。また、洪水警報が発令された場合は、作業員及び重機を河川区域外に退避させる。

2) 水位上昇に伴う退避基準

①退避基準

施工中は、車力制水門地点の水位を観測し、下表に示す警戒水位で作業を一時停止し、観測水位の上昇に注意する。水位上昇が継続し、以下の退避水位に到達した場合には作業員を河川区域外に退避させる。

②退避水位・警戒水位

区分	車力制水門地点	備考
退避水位	TP+1.20m	
警戒水位	TP+0.90m	

3. 雪寒仮囲い工

受注者は、図面に基づき、冬期間の雪・低温及び強風対策、並びに表面被覆工の被覆材等の飛散防止対策として雪寒仮囲い工（作業足場兼用）を設置しなければならない。

4. 建設発生土受入地

本工事で発生する建設発生土等は、位置図に示す箇所に搬出するものとする。

名称	地先名	搬出予定量	備考
建設発生土受入地	青森県つがる市車力町宝野地内	4,630 m ³	盛土材
		1,530 m ³	耐候性大型土のう
		1,630 m ³	玉石

5. 仮設材仮置場

仮設材は、左岸仮設ヤード内に仮置するものとする。

位置	資材名	搬出数量	備考
左岸仮設ヤード	工事用道路盛土材	2,730 m ³	
	耐候性大型土のう	1,845 袋	
	袋詰玉石	1,244 袋	

6. 水替工

仮締切内の排水量は、次のとおり想定している。なお、排水量等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) I 期施工

右岸隅切盛土部 $Q_{\max} = 450 \text{ m}^3/\text{h} \sim 1,300 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満 常時

右岸仮締切内 $Q_{\max} = 450 \text{ m}^3/\text{h} \sim 1,300 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満 常時

(2) II 期施工

深沢排水路横断道路部 $Q_{\max} = 450 \text{ m}^3/\text{h} \sim 1,300 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満 常時

左岸仮締切内 $Q_{\max} = 450 \text{ m}^3/\text{h} \sim 1,300 \text{ m}^3/\text{h}$ 未満 常時

7. 除雪工

除雪工の範囲は、工事用道路（上・下流側仮締切工部を含む）及び仮設材仮置場、構造物周辺とする。除雪は、積雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、監督職員に除雪の実施内容（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告する。なお、除雪工は実績により変更する。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－2「工事用地図」に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

- (6) 本工事で支障となる用地境界杭（コンクリート杭を除くプラスチック杭または木杭）は受注者の責任により工事完了までに元の座標の位置に復元しなければならない。

2. 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立会の上、確認しなければならない。

なお、これらの杭は、工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打ち合わせの上、引照杭等を設け工事終了後、復元するものとする。

第7章 支給材料

1. 支給材料

支給する材料は、次のとおりである。

材料	規格	単位	数量	引渡し場所
耐候性大型土のう	長期対応3年型	袋	481	若宮機場敷地内
			365	砂山機場敷地内
袋詰玉石	2.0t 用	袋	180	若宮機場敷地内

2. 引渡し場所

青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内（若宮機場敷地内）

青森県つがる市下牛潟町六百石范地内（砂山機場敷地内）

3. 引渡し時期

監督職員と打合せの上、決定するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

表面被覆材等の品質規格の詳細は、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル〔開水路編〕」（令和5年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）及び「農業水利施設補修・補強工事に関するマニュアル〔鋼矢板水路腐食対策（補修）編〕」（令和元年9月 農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室）によるものとする。

（1）表面被覆材（無機系）

要求性能	品質項目	照査方法	品質規格値
中性化 抑止性	中性化速度	JIS A 1153（4週間）	中性化 5 mm 以下 中性化速度係数 18 mm/√年以下

付着性	付着強度	JSCE-K 561 (乾湿・温冷 繰返し回数は 10 サイクル)	標準条件	1.5 N/mm ² 以上
			多温条件	
			低温条件	
			水中条件	1.0 N/mm ² 以上
			乾湿繰返し条件	
			温冷繰返し条件	
一体化性	圧縮強度	JSCE-K 561 (28 日間養生)		21.0 N/mm ² 以上
寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129		0.05 %以下
耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)		標準供試体に対する平均 摩耗深さの比が無機系： PCM : 1.5 以下 HPFRCC: 2.5 以下
耐凍害性	相 対 動 弾 性 係数	JIS A 1148 (A 法 300 サイクル)		85 %以上

(2) パネル被覆工法

要求性能	品質項目	照査方法	品質規格値
中性化 抑止性*1	中性化速度	コンクリート標準示方書（設計 編）の中性化速度予測式による	効果が期待される耐用期 間の裏込めコンクリート の中性化残りが10mm以上 となる中性化速度
耐候性*2	有機系パネ ル材の変状	JSCE-K 511「表面被覆材の耐候性 試験方法(案)」(キセノン 3,000 時間*3 又はサンシャイン 1,800 時間*3)	有機系パネル材の膨れ、 ひび割れ、剥がれ、変形が ないこと
一体化性 *4*5	固定材の溶 接強度	計算による照査	パネル 1 枚当たりの自重 (パネル+裏込めコンク リート)によるせん断強 度≤パネル 1 枚当たりの 溶接強度
	有機系パネ ル材の熱膨 張係数	JIS K 6911「熱硬化性プラスチッ ク一般試験方法」	熱膨張係数 $2.0 \times 10^{-5}/^{\circ}\text{C}$ 以下

耐凍害性*6	相対動弾性係数	JIS A1148 (A 法 300 サイクル)	85 %以上
	パネル材作成に使用するフレッシュコンクリートの空気量	JIS-A1128「フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法-空気室圧力方法」	パネル材作成に使用するフレッシュコンクリートの空気量が 4.5～6.0 %
通水性*5	計画最大通水量	水理計算	計画最大通水量を安全に流下できること

* 1 裏込めコンクリートに対する要求性能項目を示す。

* 2 パネル材に有機系の材料を使用している工法の要求性能項目を示す。

* 3 補修の効果が期待される耐用期間を 30 年とした場合の例を示す。右欄に示す品質規格値(案)も同じ。

* 4 既設鋼矢板+裏込めコンクリート+パネル材の接続に対する要求性能項目を示す。

* 5 設計で求められる品質規格を示す。

* 6 パネル材に無機系の材料を使用している工法の要求性能項目を示す。

(3) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これら以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
表面被覆材（無機系繊維入）	カタログ・試験成績書
コンクリートパネル材	カタログ・試験成績書
袋詰玉石用袋材	カタログ・試験成績書
袋詰め玉石	カタログ・試験成績書
大型土のう袋	カタログ・試験成績書
高密度ポリエチレン管	カタログ・試験成績書
山 砂、山 土	試験成績書
遮水シート	カタログ
土木シート	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

なお、その他の材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
表面被覆材（無機系繊維入）	空袋等数量	施工完了後、空袋等を確認

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について契約変更の対象とするものとする。

資材名	調達地域等
山土	つがる市
敷鉄板（仮設材）	つがる市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第 10 章 施工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	備考
共通工事	指定仮設工（共通事項）	高さ、幅、長さ	設置完了時点で各工種代表 1 箇所	
補修工事	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で各 1 箇所 右岸×1、左岸×1	
	表面被覆工（無機系）	外観、付着強度、被覆厚さ	初期施工段階で各 1 箇所 右岸×1、左岸×1	

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下、「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
廃プラスチック (土木シート、土木シート以外)	(株) 新岡組	北津軽郡鶴田町大字廻堰 字大澤 81-118	7:30~16:30	再資源化施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

5. 表面被覆工

(1) 準備工

- 1) 施工箇所に堆積土やゴミ等ある場合、その撤去について監督職員と協議するものとする。

なお、費用については実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

- 2) 湧水や降水がコンクリート壁等の背面から流入する場合は、止水又は導水処理等について監督職員と協議するものとする。

また、施工に支障となる樹木や草、泥等が存在する場合は、その処理方法について監督職員と協議するものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に、高圧洗浄による既設表面被覆材の撤去、及び洗浄後の既設コンクリートの付着強度と不陸（凹凸）量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工は以下に示す内容を実施するものとし、事前に実施位置と試験方法の詳細などを記載した試験施工計画書を作成し、監督職員に提出の上承諾を得なければならない。

2) 試験施工の内容

高圧洗浄による既設表面被覆材の撤去、下地処理の付着強度試験及び既設水路表面の不陸（凹凸）調査を以下により実施するものとする。なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	既設表面被覆材撤去、 下地処理	下地処理後	
		不陸(凹凸)調査	付着強度試験
試験施工	5箇所 ・堰柱 右岸×1、左岸×1 ・取付護岸 右岸×1、左岸×1 ・右岸取水×1	同左	同左
試験範囲 (1箇所当たり)	1.0m×1.0m程度	0.3m×0.3m程度	3個
調査方法	1箇所毎に噴射圧力を3 ケース調査	測線間隔6cm格子毎に 不陸(凹凸)量を測定	単軸引張試験 噴射圧力1ケース毎に、 3個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	第9章1.(1)による

(3) 下地処理工

- 1) 高圧洗浄機を用いてコンクリート表面の泥、藻、苔、油脂類、既設表面被覆材や局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、これら除去した資材は集積し、その処理について監督職員と協議するものとする。

- 2) 標準洗浄圧は14.7MPaを想定しているが、高圧・超高圧洗浄機等の使用に先立ち、(2)に示す試験施工を行い、第9章1.(1)に示す付着強度を満足する水压を確認し、監督職員に報告しなければならない。

(4) 表面被覆工（無機系）

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸（凹凸）の調整は、表面被覆工で使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

左官により、空気が混入しないよう注意し被覆するものとする。なお、被覆材は目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5) 表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆の設計量については、施工厚5mmを計上している。

なお、施工厚の外に不陸（凹凸） 整正厚5mmを計上しているが、(2) 試験施工に基づき不陸（凹凸） 調査を実施し、その厚さを監督職員に報告するものとする。この調査結果により、表面被覆材の数量を変更する場合がある。

6. 目地補修工（成型ゴム挿入工）

(1) 準備工

目地補修は、表面被覆の施工後に行うことを標準とし、表面被覆の施工中は、目地に目地棒等を設置して表面被覆材が目地内部に入らないようにしなければならない。

また、目地部背面から湧水が見られる場合は、別途止水処理又は導水処理する場合があるので、監督職員と協議するものとする。

(2) カッター工、はつり工

既設目地部に所定の目地幅で墨入れし、コンクリートカッター等を入れた後、コンクリートチップ等により所定の幅及び深さまで箱抜きする。

箱抜きの形状は、成型ゴムが目地の幅に追従する幅や深さとするものとする。

(3) 成型ゴム挿入

成型ゴムを圧縮し、箱抜きした目地部に挿入する。その際、原則として目地を一本の製品で挿入するが、やむを得ず突合せ施工が生じる場合は、設計流下断面外に設けるものとする。

(4) 仕上げ（端部処理）

目地の端部（気中部）を弾性シーリング材により処理するものとする。

7. コンクリートパネル被覆工

(1) 準備工

施工に先立ち、既設取付護岸補修部の状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

(2) 施工

- 1) コンクリートパネル被覆工は潜水土による施工を計画しており、流速 0.5m/秒以下及び水中視界 1m以上の確保が出来ず、潜水土による施工が困難である場合は、その処理方法について監督職員と協議するものとする。
- 2) 導材・支保工を設置し、必要に応じてコンクリート躯体にチップングを行うものとする。
- 3) コンクリートパネル、妻壁ブロックを穴位置に併せて、ケミカルアンカー用孔を穿孔し、アンカー、長ボルトでコンクリートパネル、妻壁ブロックを固定、水中不分離コンクリートを打設するものとし、これらの作業を最上段まで繰り返し、アンカー、長ボルトの先端カット及び穴埋め処理を行うものとする。

8. かんがい用水の確保について

工事用道路部に隣接する耕地は、取水口を設置するが、具体的な位置等は、地権者と監督職員との協議により仮設するものとする。

9. 耕地部の資材等仮置場について

資材等仮置場として利用する耕地部については、土木シートを敷設するものとする。

10. 原形復旧工

- (1) 水田面及び既設水路について、工事着手前及び完了後の標高を測定し監督職員に報告するものとする。なお、標高の測定には地権者及び監督職員が立ち会い、詳細は監督職員が指示する。
また、工事着手時及び完了後の標高に差違が認められる場合は、復旧方法等を監督職員と協議するものとする。
- (2) 耕地復旧は、農用トラクタにより耕起を1回実施するものとする。
- (3) 工事用道路、敷鉄板及び土木シート等の仮設物撤去後の後片付けは入念に実施しなければならない。
- (4) 既設水路及びガードレールの復旧は、撤去材を再利用するため、慎重に撤去しなければならない。また、受注者の責によらず再利用が困難であることが認められる場合は、監督職員と協議するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

- 1) 水路補修工の施工管理(出来形管理、撮影管理、品質管理)については、「農業水利施設の補修・補強に関するマニュアル【開水路編】令和5年3月」により実施するものとする。

ア 表面補修工の出来形管理

①直接測定による出来形管理

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	補修箇所毎に1箇所の割合で、1箇所につき4点を測定する。
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	基準値：+3 mm、-0 mm 規格値：-0 mm	補修箇所毎に1箇所の割合で、1箇所につき4点を測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	補修箇所毎に1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）し確認する。
パネル被覆工	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	施工前にパネル面積を確認する。
	注入量	基準値：設計値以上 規格値：設計値以上	注入量を確認する。

②撮影記録による出来形管理

工 種	撮影基準	撮影箇所
下地処理	各補修箇所につき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値を撮影する。
表面被覆工（無機系）	各補修箇所につき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、付着強度試験の測定値、厚さ、面積測定状況を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
パネル被覆工	各補修箇所につき箇所の割合で水中カメラ等で確認する。	施工状況、使用機械、補修箇所を水中カメラ等で確認する。
	全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。

*ただし、水中カメラの使用が困難である場合は、監督職員と協議するものとする。

イ 表面補修工の品質管理

工 種	試験 (測定) 項目	試験方法	規格値	試験 (測定) 基準
-----	------------------	------	-----	------------------

下地処理	付着強度試験	単軸 引張試験	第9章 1.(1)による	下地処理後 7箇所 ・堰柱 1×4 堰柱 ・取付護岸 右岸×1、左岸×1 ・右岸取水×1
表面被覆工 (無機系)	圧縮強度試験 (材齢28日)	JSCE-K 561	21.0 N/mm ² 以上	①試験体の作成：表面被覆工施工中 の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：補修箇所毎に1回 ③試験体：円柱試験体(φ50mm× 100mm)を1回につき3本採取、作 成1日後に脱型し、材齢28日まで 20℃±2℃の水中養生
	付着強度試験	単軸 引張試験	第9章 1.(1)による	表面被覆後 7箇所 ・堰柱 1×4 堰柱 ・取付護岸 右岸×1、左岸×1 ・右岸取水×1

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第12章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1 TS 等光波方式出来形管理技術 土工	工事用道路(盛土)
2 TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術	工事用道路(盛土)
3 UAV 空中写真測量出来形管理技術	工事用道路(盛土)
4 TLS 出来形管理技術 土工	工事用道路(盛土)
5 UAV レーザー出来形管理技術	工事用道路(盛土)
6 地上移動体搭載型 LS 出来形管理技術	工事用道路(盛土)
7 RTK-GNSS 出来形管理技術 土工	工事用道路(盛土)
8 ICT 建設機械施工技術 土工	工事用道路(盛土)

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3～7によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 令和2年度 車力制水門実施設計業務	
2 図面の CAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 TS 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

- (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第 13 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による被害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を 91.709m³/s と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 14 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議の上、軽微と認めた事項については契約変更の対象としないことがある。

1. 土質が異なった場合
2. 転石及び地下埋設物（埋蔵文化財）が出現した場合
3. 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成等を指示した場合
4. 表面被覆材の材料使用量に変更が生じた場合
5. 工事用道路及び仮締切方法に変更が生じた場合
6. 仮締切資材の流用計画に変更が生じた場合
7. 水替工の排水量に変更が生じた場合

8. 雪寒假囲工に変更が生じた場合
9. 交通誘導員の配置や人数、期間等に変更が生じた場合
10. 除雪量の変更や排雪が生じた場合
11. 第三者との協議により変更が生じた場合
12. 遠隔確認の試行を行う場合
13. 監督職員が歩掛調査等を指示した場合

第15章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ウ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ア 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - イ VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ウ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - エ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - オ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - カ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事に始期までの期間については、主任技術者又は管理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間について、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者が通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催するものとする。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日}^{\ast 1} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の測定方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数^{※2}

※1 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える。

※2 補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) 1) (ア) ～ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員を協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

コ 鍵と手洗器

サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

ス 擬音装置（機能を含む）

セ 着替え台

ソ 臭気対策機能の多重化

タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

９．現場環境改善費

- （１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し、合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況、工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議して実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- （３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策

地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献
------	---

10. 週休2日制工事の試行

- （1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1）対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2）現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - 3）降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- 1）受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2）受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3）監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
 - 4）監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2）の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
 - 5）報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- （4）監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上]
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
道路標識設置工	撤去	1.02

11. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2) 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績の審査項目「施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
- ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評価の審査項目「法令遵守等」において、1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下、「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下、「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - 運搬費：建設機械の運搬費
 - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 16 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 補修工	I 期施工			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa, 中央ピア— (C) 部	m ²	105	
高圧洗浄工	14.7Mpa, 端ピア— (D) 部	m ²	148	
高圧洗浄工	14.7Mpa, 右岸取水工部	m ²	55	
高圧洗浄工	14.7Mpa, 右岸取付護岸部	m ²	106	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 中 央ピア— (C) 部	m ²	105	
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 端 ピア— (D) 部	m ²	148	
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 右 岸取水工部	m ²	55	
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 右 岸取付護岸部	m ²	106	
(3) 目地補修工	右岸取付護岸部			
成型ゴム挿入工	50×50	m	29.0	
(4) パネル被覆工	右岸取付護岸部			
カキ落とし		m ²	23	
コンクリートパネル	妻壁 ^フ ロックt280mm+コンクリート パ ^ネ ルt60mm	m ²	23	
中詰コンクリート	水中コンクリート, 18-8- 25, BB	m ³	7	
2. 補修工	II 期施工			
(1) 高圧洗浄工				
高圧洗浄工	14.7Mpa, 端ピア— (A) 部	m ²	148	
高圧洗浄工	14.7Mpa, 中央ピア— (B) 部	m ²	99	
高圧洗浄工	14.7Mpa, 左岸取付護岸部	m ²	116	
(2) 表面処理工				
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 端 ピア— (A) 部	m ²	148	
表面被覆工 (左官)	無機系被覆材, t=10mm, 中 央ピア— (B) 部	m ²	99	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
表面被覆工（左官）	無機系被覆材, t=10mm, 左岸取付護岸部	m ²	116	
(3) 目地補修工	左岸取付護岸工部			
成型ゴム挿入工	50×50	m	7.7	
(4) パネル被覆工	左岸取付護岸部			
カキ落とし		m ²	24	
コンクリートパネル	妻壁ブロックt280mm+コンクリートパネルト60mm	m ²	24	
中詰コンクリート	水中コンクリート, 18-8-25, BB	m ³	7	
3. 耕地復旧工	I 期施工			
(1) 水田復旧工				
畦畔復旧		m	51	
耕起	石礫・雑物除去有り	m ²	2,750	
4. 耕地復旧工	II 期施工			
(1) 水田復旧工				
畦畔復旧		m	56	
耕起	石礫・雑物除去有り	m ²	5,890	
5. 道路復旧工	I 期施工			
(1) 安全施設工				
ガードレール	Gr-B-2E（既設利用）, 撤去・設置	m	13	
6. 水路復旧工	I 期施工			
(1) プレキャスト水路工				
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF550（既設利用）, 撤去・設置	m	47.0	
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF900（既設利用）, 撤去・設置	m	14.0	
7. 水路復旧工	II 期施工			
(1) プレキャスト水路工				
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF550（既設利用）, 撤去・設置	m	13.0	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
８．仮設工	I 期施工			
(１)仮設道路工				
安定シート	ポリプロピレン(P.P.)系織布, 980N/5cm, 右岸隅切	m ²	3,454	
掘削	右岸, 撤去～運搬～仮置	m ³	2,700	
土砂等運搬	撤去～運搬～左岸仮設ヤード仮置場	m ³	2,700	
整地	撤去～運搬～左岸仮設ヤード仮置場	m ³	2,700	
路床盛土	購入土(山土), 右岸隅切盛土造成工	m ³	206	
路床盛土	購入土(山土), 仮設ヤード	m ³	1,400	
路床盛土	購入土(山土), 乗入道路①②	m ³	180	
路床盛土	購入土(山土), 堤防道路	m ³	700	
路床盛土	購入土(山土), 上流工事用道路	m ³	110	
路床盛土	購入土(山土), 下流工事用道路	m ³	99	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 工事用進入路	m ²	655	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 仮設ヤード	m ²	2,230	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 乗入道路①②	m ²	151	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 堤防道路	m ²	346	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 上流工事用道路	m ²	157	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 下流工事用道路	m ²	140	
廃棄プラスチック処分	土木シート	m ³	1.1	
廃棄プラスチック処分	土木シート以外	m ³	0.2	
大型土のう	運搬(若宮機場～車力制水門), 右岸隅切盛土	袋	6	
大型土のう	設置～撤去, 右岸隅切盛土	袋	6	
袋詰玉石工	運搬, 若宮機場～車力制水門, 上流工事用道路	袋	180	
袋詰玉石工	製作, 上流工事用道路	袋	420	
袋詰玉石工	製作, 下流工事用道路	袋	644	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
袋詰玉石工	設置, 上流工事用道路	袋	600	
袋詰玉石工	設置, 下流工事用道路	袋	644	
袋詰玉石工	撤去, 上流工事用道路	袋	600	
袋詰玉石工	撤去, 下流工事用道路	袋	644	
袋詰玉石工	運搬, ~左岸仮設ヤード, 上流工事用道路	袋	600	
袋詰玉石工	運搬, ~左岸仮設ヤード, 下流工事用道路	袋	644	
(2) 仮廻し水路工				
高密度ポリエチレン管 (仮設)	φ 1500 (ダブル構造), 設 置・撤去	m	30	
敷鉄板	設置~賃料~撤 去, t=22mm, 排水路保護	m ²	123	
(3) 仮設土留・仮締切工				
遮水シート	上流側仮締切	m ²	394	
遮水シート	下流側仮締切(一次)	m ²	328	
遮水シート	下流側仮締切(二次)	m ²	63	
大型土のう	運搬(若宮機場~車力制水 門), 上流側仮締切	袋	475	
大型土のう	運搬(砂山機場~車力制水 門), 上流側仮締切	袋	365	
大型土のう	製作, 耐候性, 上流側仮締 切	袋	99	
大型土のう	製作, 耐候性, 下流側仮締 切(一次)	袋	786	
大型土のう	製作, 耐候性, 下流側仮締 切(二次)	袋	114	
大型土のう	設置, 上流側仮締切	袋	945	
大型土のう	設置, 下流側仮締切(一次)	袋	786	
大型土のう	設置, 下流側仮締切(二次)	袋	150	
大型土のう	撤去, 上流側仮締切	袋	945	
大型土のう	撤去, 下流側仮締切(一次)	袋	786	
大型土のう	撤去, 下流側仮締切(二次)	袋	150	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 上 流側仮切造成盛土材	袋	945	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 下流側仮切盛土材(一次)	袋	786	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 下流側仮切盛土材(二次)	袋	114	
袋詰玉石	運搬(土捨場), 下流側工事用道路盛土材	袋	56	
(4)排水処理工				
排水ポンプ(仮設)	常時排水, 450~1300m3/h, 右岸隅切盛土部	箇所	1	
排水ポンプ(仮設)	常時排水, 450~1300m3/h, I 期施工, 仮締切内	箇所	1	
(5)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人	63	
(6)雪寒仮囲工				
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場部(S1), 中央ピア—C 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場以外(S2), 中央ピア—C 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場部(S1), 中央ピア—D 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場以外(S2), 中央ピア—D 部	式	1	
足場	単管, 中央ピア—D 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場以外(S2), 右岸取水口部	式	1	
足場	単管, 右岸取水口部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場部(S1), 右岸取付護岸部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桝組足場以外(S2), 右岸取付護岸部	式	1	
足場	単管, 右岸取付護岸部	式	1	
(7)除雪工				
除雪	工事用道路	m3	3, 270	
除雪	機械除雪(仮設ヤード)	m3	3, 020	
9. 仮設工	Ⅱ期施工			
(1)仮設道路工				
安定シート	ホ°リフ°ロビ°レン(P. P.)系織布, 980N/5cm, 工事進入路	m ²	6, 100	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削	左岸, 撤去(～運搬～土捨場)	m ³	4, 500	
土砂等運搬	撤去～運搬～土捨場	m ³	4, 500	
整地	(撤去～運搬～) 土捨場	m ³	4, 500	
路床盛土	購入土(山土), 工事用進入路造成工	m ³	1, 000	
路床盛土	購入土(山土), 施工ヤード造成工	m ³	1, 100	
路床盛土	仮置流用土(山土), 深沢排水路横断道路造成工	m ³	1, 600	
路床盛土	仮置流用土(山土), 堤防道路	m ³	550	
路床盛土	仮置流用土(山土), 上流工事用道路	m ³	97	
路床盛土	仮置流用土(山土), 下流工事用道路	m ³	78	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 工事用進入路	m ²	948	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 仮設ヤード	m ²	1, 630	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 深沢排水路横断道路	m ²	271	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 堤防道路	m ²	230	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 上流工事用道路	m ²	150	
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22mm, 下流工事用道路	m ²	111	
廃棄プラスチック処分	土木シート	m ³	1. 9	
廃棄プラスチック処分	土木シート以外	m ³	0. 2	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 深沢排水路横断道路	袋	10	
大型土のう	設置～撤去, 深沢排水路横断道路	袋	10	
袋詰玉石工	運搬, 左岸仮設ヤード, 上流工事用道路	袋	673	
袋詰玉石工	運搬, 左岸仮設ヤード, 下流工事用道路	袋	515	
袋詰玉石工	設置, 上流工事用道路	袋	673	
袋詰玉石工	設置, 下流工事用道路	袋	515	
袋詰玉石工	撤去, 上流工事用道路	袋	673	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
袋詰玉石工	撤去, 下流工事用道路	袋	515	
袋詰玉石工	運搬, 運搬～土捨場, 上流工事用道路	袋	673	
袋詰玉石工	運搬, 運搬～土捨場, 下流工事用道路	袋	515	
(2)仮廻し水路工	深沢排水路横断道路			
高密度ポリエチレン管 (仮設)	φ 1350 (ダブル構造), 設置・撤去	m	126	
(3)仮設土留・仮締切工				
遮水シート	上流側仮締切	m ²	393	
遮水シート	下流側仮締切(一次)	m ²	323	
遮水シート	下流側仮締切(二次)	m ²	328	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 上流側仮締切	袋	943	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 下流側仮締切(一次)	袋	774	
大型土のう	運搬(左岸仮設ヤード), 下流側仮締切(二次)	袋	96	
大型土のう	撤去(現場内流用), 下流側仮締切(二次)	袋	54	
大型土のう	設置, 上流側仮締切	袋	943	
大型土のう	設置, 下流側仮締切(一次)	袋	774	
大型土のう	設置, 下流側仮締切(二次)	袋	150	
大型土のう	撤去, 上流側仮締切	袋	943	
大型土のう	撤去, 下流側仮締切(一次)	袋	774	
大型土のう	撤去, 下流側仮締切(二次)	袋	96	
大型土のう	運搬(土捨場), 上流側仮締切盛土材	袋	943	
大型土のう	運搬(土捨場), 下流側仮締切盛土材(一次)	袋	774	
大型土のう	運搬(土捨場), 下流側仮締切盛土材(二次)	袋	150	
(4)排水処理工				
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 450～1300m ³ /h, 深沢排水路横断	箇所	1	
排水ポンプ (仮設)	常時排水, 450～1300m ³ /h, II期施工, 仮締切内	箇所	1	

工 事 数 量 表

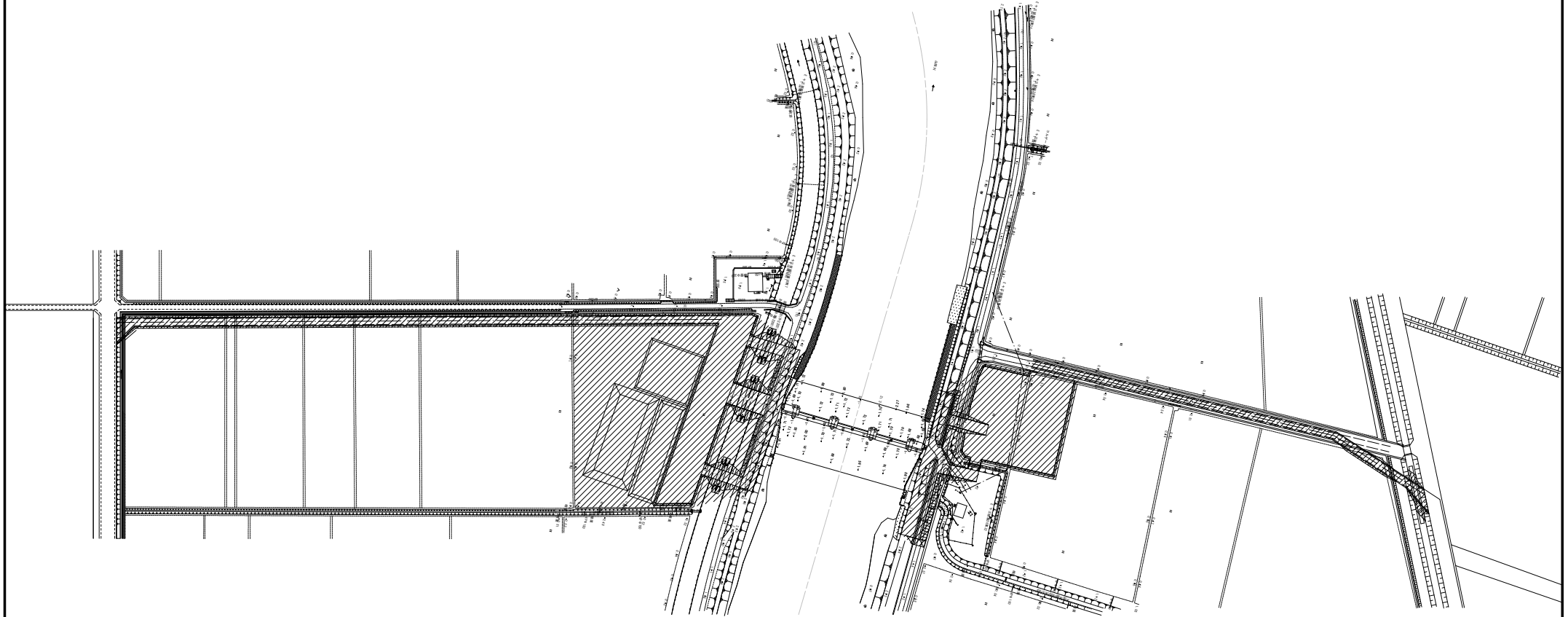
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(５)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人	65	
(６)雪寒仮囲工				
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場部 (S1), 中央ピア—A 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場以外 (S2), 中央ピア—A 部	式	1	
足場	単管, 中央ピア—A 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場部 (S1), 中央ピア—B 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場以外 (S2), 中央ピア—B 部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場部 (S1), 左岸取付護岸部	式	1	
雪寒仮囲工	W・PWタイプ, 桢組足場以外 (S2), 左岸取付護岸部	式	1	
足場	単管, 左岸取付護岸部	式	1	
(７)除雪工				
除雪	工事用道路	m3	3, 880	
除雪	機械除雪 (仮設ヤード)	m3	4, 200	
10. その他				
(１)運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費	I 期施工			
重建設機械分解・組立・輸送		式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
運搬費	II 期施工			
重建設機械分解・組立・輸送		式	1	
仮設材輸送	敷鉄板	式	1	
(２)技術管理費				
共通仮設 (積上げ)				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
技術管理費				
品質管理試験	付着強度試験（下地処理後）、測定作業	箇所	7	
品質管理試験	付着強度試験（表面被覆後）、測定作業	箇所	7	
噴射圧力試験	洗浄圧力	箇所	2	

工事用地図

平面図
S=1/1000



凡例

記号	名称
	工事用地

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （1）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （2）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （3）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （4）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （5）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。

- ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

令和6～8年度 津軽北部二期農業水利事業
車力制水門改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	平面図	1	
3-1/2	縦断図 (1/2)	1	
3-2/2	縦断図 (2/2)	1	
4-1/6	横断図 (1/6)	1	
4-2/6	横断図 (2/6)	1	
4-3/6	横断図 (3/6)	1	
4-4/6	横断図 (4/6)	1	
4-5/6	横断図 (5/6)	1	
4-6/6	横断図 (6/6)	1	
5	補修工計画図 端ピアー (A)	1	
6	補修工計画図 中央ピアー (B)	1	
7	補修工計画図 中央ピアー (C)	1	
8	補修工計画図 端ピアー (D)	1	
9	補修工計画図 右岸取水工	1	
10	補修工計画図 左岸取付護岸	1	
11	補修工計画図 右岸取付護岸	1	
12	補修工標準図	1	
13-1/7	仮設計画図 (1/7)	1	
13-2/7	仮設計画図 (2/7)	1	
13-3/7	仮設計画図 (3/7)	1	
13-4/7	仮設計画図 (4/7)	1	
13-5/7	仮設計画図 (5/7)	1	
13-6/7	仮設計画図 (6/7)	1	
13-7/7	仮設計画図 (7/7)	1	
14	仮設進入路計画図	1	
15-1/2	撤去復旧図 (1/2)	1	
15-2/2	撤去復旧図 (2/2)	1	
計		28	